

(その6)

4 政党基金（支部基金）の内訳

政党基金（支部基金）の名称		党勢拡大基金											
前年末の残高	①	十億	百万	千	円	目	的	党勢拡大のため					
積立て						取崩し							
年月日		金額				備考		年月日		金額			備考
6 12 30		十億 6	百万 330	千 826	円 756	令和6年分政党交付金 からの積立て		6 1 31		十億 65	百万 462	千 674	組織活動費等への充当
								6 2 29		60	359	331	組織活動費等への充当
								6 3 29		74	054	413	組織活動費等への充当
								6 4 30		274	092	997	組織活動費等への充当
								6 5 31		82	400	401	組織活動費等への充当
小計	②	6	330	826	756			6 6 12	1	958	000	000	支部政党交付金への充当
果実							6 6 28		185	333	466		組織活動費等への充当
年月日		金額				備考	6 7 31		87	935	099		組織活動費等への充当
		十億	百万	千	円		6 8 30		51	762	097		組織活動費等への充当
							6 9 30		47	788	008		組織活動費等への充当
							6 10 8		729	000	000		選挙関係費への充当
小計	③				0		6 10 9		126	000	000		選挙関係費への充当
合計	④	6	330	826	756		6 10 10	5	958	000	000		支部政党交付金への充当
本年末等の残高 (①+④-⑤)	⑥	19	420	535	252		6 10 11	1	038	000	000		選挙関係費への充当
増減額 ⑥-①		-5	199	700	851		合計	⑤					

(その6)

4 政党基金（支部基金）の内訳

政党基金（支部基金）の名称		党勢拡大基金									
前年末の残高 ①	十億 百万 千 円	目的				党勢拡大のため					
積立て						取崩し					
年月日	金額				備考	年月日	金額				備考
	十億	百万	千	円			十億	百万	千	円	
						6   10   31	264	849	241	組織活動費等への充当	
						6   11   29		307	221	562	組織活動費等への充当
						6   12   25		220	268	318	組織活動費等への充当
小計 ②											
果実											
年月日	金額				備考						
	十億	百万	千	円							
小計 ③											
合計 (②+③) ④											
本年末等の残高 (①+④-⑤) ⑥											
増減額 ⑥-①						合計 ⑤	11	530	527	607	

# 監査意見書

令和7年3月19日

党則第15条に基づく監査の結果について、下記のとおり報告します。

## 記

### 1. 実施した監査の概要

令和6年分政党交付金及び基金の收支に関し、使途等報告書、会計帳簿、領収書等及び残高証明等について監査を行った。

### 2. 監査の対象となった会計帳簿、領収書等及び残高証明等についての意見

監査の結果、使途等報告書は、会計帳簿、領収書等及び残高証明等と一致し、令和6年分政党交付金及び基金の收支の状況を適正に記載しているものと認める。

### 3. その他監査上の特記事項

なし

政党の名称

自由民主党

監査した者の職・氏名

財務委員長 山口俊一



# 監査報告書

2025年3月14日

自由民主党  
総裁 石破茂 殿

協栄監査法人  
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 久野友孝  
業務執行社員

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三澤幸之助  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 酒井博康  
業務執行社員

## 1. 監査の概要

私共監査法人は、政党助成法（以下「法」という。）第19条第2項の規定に基づき、自由民主党の2024年1月1日から2024年12月31日までの法第17条第1項に規定する報告書に記載された同項各号の事項について、政党助成法施行規則（以下「規則」という。）第20条第1項で定めるところにより監査を行った。

この監査に当たり、私共監査法人は、必要と認めた監査手続を実施した。

## 2. 監査の結果

監査の結果、私共監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 法第15条第1項に規定する会計帳簿、同条第2項に規定する領収書等及び同条第3項に規定する残高証明等が保存されているものと認める。
- (2) 法第15条第1項に規定する会計帳簿には、政党交付金に係る収支の状況が記載され、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えているものと認める。
- (3) 法第17条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、領収書等、振込みの明細書及び残高証明等に基づいて収支の状況が表示されているものと認める。

## 3. 利害関係

私共監査法人には、規則第19条の規定に違反する事実はない。

以上

( そ の 7 )

## 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等及び残高証明等の写し等
- ② 監査意見書
- ③ 監査報告書（本部に限る。）
- ④ 提出を受けた支部報告書（宣誓書を含む。）及び監査意見書
- ⑤ 総括文書（政党助成法第17条第2項第3号及び第4号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第2項第4号）（支部に限る。）

この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 19 日

政党（支部）の名称

自由民主党

会計責任者の氏名

森山裕